# 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	マツモト カオルコ 松本 薫子		授与番号 甲 1664 号
学位の種類	博士(法学)	授与年月日	2023年 3月 31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]		
博士論文の題名	婚姻法の再定位:フランス民法典の変遷から		
審查委員	(主查) 二宮 周平 (立命館大学大学院法務研究科授業担当講師) 多田 一路 (立命館大学法学部教授)		山田 希 (立命館大学法学部教授)

### 1 論文の構成

本論文は、第1章で日本の家族法の現状および分析をし、法律婚の優遇と固定的女性観の持続という著者の問題意識を明確にした上で、第2章から第6章まで、フランス婚姻法の変遷をたどるものである。時代を、1民法典成立以前のアンシャン・レジーム期、革命期〔1600 年前後~1790 年代〕、2法典編纂期と1880 年代半ばまでの変化〔1800 年~1880 年頃〕、3修正期〔1884年~1960 年代半ば〕、4変革期〔1965 年~1980 年代後半〕、5 現代的変革期〔1980 年代後半~現在まで〕に区分し、婚姻に関わる領域として、1.婚姻の自由、2.妻の法的地位、3.夫婦財産制、4.離婚、5.婚姻と親子(嫡出推定)、6.親権、7.相続、8.氏を設定し、5 つの時代区分でどのように変遷したかを、その要因とともに整理する。第7章で、フランス婚姻法の現在の到達点を、カップル関係、親子関係に分けてその構造と特徴を分析し、婚姻法の意義と役割の変容を踏まえて婚姻法の再定位を試みる。おわりにで、フランス法との対比で日本の婚姻法の課題を明らかにする。

#### 2 内容の要旨

1804 年フランス民法典の原始規定は家父長制に基づく。婚姻の成立に父母(同意権)、尊属(異議権)が介入する。女性は婚姻すると行為能力が制限され、夫が夫婦の共通財産、妻固有の財産の管理・処分権を有する。夫には妻の保護義務、妻には夫への従属義務がある。妻の貞節義務違反は姦通罪となり、離婚原因となる。姦通相手との婚姻(再婚)は禁止される。婚姻中に妻が懐胎した子の父は夫と推定され、夫の否認権は例外的な場合に子の出生を知って1か月に制限される。自然子(婚外子)の認知は可能だが、相続人にはならず、扶養料のみ請求できる。父が子に対する親権を有し、子には父母に対する尊敬義務があり、父に子の懲戒権がある等である。それらが部分的に修正されながら、1960年代から70年代にかけて、夫婦財産制を始め、夫婦

の平等、子の平等を志向するカルボニエ(民法学者)による改革、2000年代のパリテを始めとす

る社会的、政治的な男女平等推進の取組みを経て、次のような現在の法制に到達する。①成年年齢 18 歳で当事者の合意のみで婚姻でき、待婚規定の削除で再婚も自由に。②PACS(登録制の民事連帯協約)、同性婚、事実婚が民法に定められ、性別を問わず選択可能に。③夫婦財産制を含め夫婦の完全平等が達成され、相互の尊重義務の実質化として DV 関連規定を民法典に導入。④離婚原因を合意、認諾、破綻、有責に整理し、合意離婚の場合に裁判官が関与しない離婚が可能に。⑤嫡出推定は父性推定として親子関係の定立方法の1つと位置づけるが、それ以外は親子関係の定立、否定について嫡出子、自然子共通の規定とし、相続分差別を廃止し、これらに基づいて「嫡出子」「自然子」概念を廃止。⑥父母の離婚後、婚外関係の場合も父母の共同親権を原則とし、不適切な親権行使に対しては福祉行政が関与する育成扶助や、親権委譲で対応し、養育費の確保や訪問権(面会交流)については公的、社会的な支援を整備するなどである。

本論文は、到達点を(1)結びつきの多様性と(2)婚姻と親子関係の切り離しで再整理する。(1)では、婚姻、PACS、事実婚(concubinage)が性別を問わず選択可能であり、それぞれの成立方式、公示・登録、当事者間の権利義務、税や社会保障、解消の手続と財産関係、相続権等の相違を各当事者が認識して、ライフスタイルに合わせて選択できること、父母共同の完全養子縁組はいずれも利用でき、生殖補助医療は女性カップル、シングル女性に開放され、親子関係へのアクセスの共通化が進んでいること、これらの前提としてカップル当事者の対等性があることを明らかにする。(2)では、上述の⑤⑥から、子の保護は、婚姻という枠組みの中で行うものから、法律上の親としての責任に基づいてなされるものへと変化したこと、公的支援があることから、婚姻と親子を切り離しても子の育成が可能であることを示し、(2)があるから(1)が可能になったとする。

以上から、婚姻法の再定位として、婚姻法はカップル関係の規律に純化したとし、婚姻の内実を、相手の歴史を理解し、引き受け、権利義務・結びつきの強さを理解した上で当事者が選択し、双方の信頼関係を構築し、対話によりその関係を維持しながら互いをケアし合う関係とする。日本法の課題として、①選択的夫婦別姓制度、②同性婚の承認、③嫡出概念の廃止、④離婚後及び非婚の共同親権の実現を挙げる。これらは、多様性の承認、性の平等、子どもの平等と、構成員である個人の尊重に依拠するものであり、法律婚優遇を克服し、婚姻を他のライフスタイルと等価なものとし、権利義務の強弱や解消の自由度をふまえ、個人が自由な意思に基づいて選択できる制度として再定位する契機になるとする。

## 1 論文の特徴

本論文の特徴は、5 つの時代区分という縦軸と、8 つの婚姻に関わる民法領域という横軸の双方から、フランス婚姻法の変遷をたどり、到達点の構造と特徴を分析していることである。1 つの時代区分の領域横断的な分析がなされていることから、婚姻に関わって妻がどのような役割を担い、何を義務づけられていたのか、妻と婚姻外の女性、嫡出子と自然子の格差が何を意味したのか等を把握することができる。また、各領域の時系列を追うことができるため、どのような規定がいかなる要因により修正、改正されてきたのかを認識することができる。要因として、60 年代の生活条件の根本的な変化(都市化、産業の第三次化、女子教育)が夫婦の平等、子の平等を志向する変革期の改革を導出し、パリテを始めとする社会的、政治的な男女平等推進の取組みと同性カップルの共同生活保障の進展による家族観の変容が上記の到達点を導出したことを指摘する。いずれもジェンダーの視点からの分析がなされている点に特徴がある。

### 2 論文の評価

ルーブリック各項目に対応して本論文を評価する。【1】研究課題とその意義の明確性について、フランス婚姻法の変遷と到達点から婚姻法を再定位することによって、日本法の課題を明らかにするものであり、その意義づけに説得力がある。【2】研究方法の適切性について、5つの縦軸と8つの横軸でフランス婚姻法の変遷をたどるため、日本で紹介されている関連文献を網羅的に収集し、重要部分についてはフランス文献を確認し、最近の立法については立法資料、要因分析については家族社会学・哲学等の文献も踏査しており、先行業績の引用の仕方にも説得力がある。【3】叙述内容の論理性および体系性について、各時代区分における各領域について法改正の必要性と法規定の変化を個別具体的に実証し、その時期の特徴と要因を論理的に記述している。【4】研究内容の独創性について、フランス婚姻法に関する近時の先行業績は個別の領域に限定されており、本論文のように時系列、領域横断で総合的にフランス婚姻法の変遷を整理、分析した研究は、国内外で見当たらないことから、今後、常に参照されることが予想される。【5】研究内容の国際性について、婚姻法の再定位は各国の家族法研究者が高い関心を抱いているものであり、フランスを例に再定位を試みた本論文は、国際的な議論状況に多大な貢献をするものと思われる。なお、個別の領域についてさらに詳細に多角的に研究を深める必要はあるが、申請者も自覚しており、今後、さらに深められることが期待される。

以上により、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は、本論文が本研究科の博士学位論 文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

本論文の公聴会は、2023 年 1 月 30 日 (月) 15 時 30 分から 17 時 45 分まで衣笠キャンパス学 而館第 2 研究会室で行われた。公聴会の質疑では、①婚姻とは何か、契約なのか制度なのか、法制度としての婚姻と人の結びつきの形態としての婚姻の区別が必要ではないか、②婚姻も離婚も戸籍窓口への届出で成立し、権利義務の内容を当事者の協議に委ねる自由度の高い日本法と、成立方式も厳格で権利義務も細かく定めるフランス法を比較することができるのか。③選択的夫婦別姓、同性婚以外で婚姻の自由度を高めるものは何か、④婚姻と親子を分離することは、社会経済的に弱い立場の当事者の不利益にならないか、⑤日本では DV 被害者の視点から離婚後の共同親権に反対する立場があるが、フランスではこの争点は解決されているのか、⑥婚姻以外の結びつきにも、例えば、相続権等の権利保障をするのか、につき質問や指摘がなされた。申請者はこれらに対し、本論文の内容および趣旨に基づいて的確に回答し、さらなる検討を要する部分は率直に今後の課題とするなど、適切に対応した。

本論文の主査は、本学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程の在学期間中における研究 指導や研究会活動等を通じて、申請書と日常的に研究討論を行ってきた。また、主査および副査 は、上記の公聴会の質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認し た。

したがって、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、博士(法学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。